

サービス情報

児童福祉

ご存じですか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

■児童扶養手当とは■



父のいない家庭の児童、または父がほぼ1級程度の重度障害の状態にある家庭の児童が、すこやかに成長するように、その児童の母または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

○支給の対象となる児童

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童もしくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童で次のいずれかに当てはまる場合、支給の対象となります。

「父母が離婚した後、父と別れて生活している児童」「父が死亡した児童」「父が重度障害の状態にある児童」「父が生死不明の児童」「1年以上、父から遺棄されている児童」「1年以上、父が法令により拘禁されている児童」「婚姻によらないで生まれた児童」など

○支給の対象とならない場合

「日本国内に住んでいないとき」「手当が受給できる方または児童が公的年金を受けられるとき」「児童が児童福祉施設に入所しているとき」などは、支給の対象になりません。

「婚姻をしたときまたは婚姻の届出はなくても実際に婚姻と同様の状態になったとき」「受給している方もしくは児童が公的年金を受けようになったとき」「児童が父に引き取られたとき」などは、支給される資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

■特別児童扶養手当とは■

中程度以上の身体障害や知的障害のあるお子さん(20歳未満)を家庭で養育・介護している方に支給されます。

児童が児童福祉施設に入所したとき、日本国内に住んでいないときなどは、支給される資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

※両手当とも、外国人の方についても、対象となります。また、受給している方および扶養義務者(同居している両親など)の所得による制限があります。

☎子育て支援課子育て支援係(内線349)

母子家庭福祉補助金・向日市児童福祉手当

■母子家庭福祉補助金■

●対象/18歳未満の児童を扶養している母子家庭でその世帯が、生活保護法による生活保護世帯、または前年度市町村民税非課税世帯

●申請に必要なもの/水道料金領収書など支払い確認ができるもの(請求者名義に限る、変更の場合は確認後受付)

■児童福祉手当■

●対象/18歳未満の児童を扶養している、①母子家庭、②障害児のいる家庭、③父子家庭のいずれかで、生活保護法による生活保護世帯、または前年度市町村民税非課税世帯
※平成17年1月1日以降に向日市に転入された方は、前住所地の非課税証明書が必要です。

■無認可保育所に入所中の乳児に対する補助金■

●対象/無認可保育所に3歳未満の乳児をあずけている保護者

●支給額/月額10,000円(出席日数が月15日以下の場合は500円×日数分)

■京都府母子家庭奨学金■

●対象/高校生以下の児童のいる母子家庭の母親(高校生は在学証明が必要)

●支給額(年額)/幼児11,000円、小学生21,500円、中学生43,000円、高校生・専修学校生64,000円、高校入学支度金35,000円

■高等技能訓練促進給付金■

対象資格など制限あり。事前相談要。3年間のカリキュラムの方の申請時期は4月となります。

●お問い合わせ/京都府保健所福祉室、生活福祉室(☎414-4585・☎414-4586)

■向日市交通遺児奨学金■

●対象/交通事故で親を失われた高校生までの児童
●支給額(年額)/幼児9,000円、小学生18,000円、中学生36,000円、高校生54,000円

■申請■

4月28日(金)(京都府母子家庭奨学金のみ5月31日(水))までに子育て支援課子育て支援係(内線349)へ。(毎年度申請要)

福祉

はり・きゅう・マッサージ施術助成

向日市に住民登録などがある65歳以上の方が「はり・きゅう・マッサージ」(保険外)を受けられる場合に、

その施術費の一部を助成しています。

4月1日から翌年3月31日までの間に、12回まで助成が受けられます。

申請には、健康保険証が必要です。

☎健康推進課医療係(内線342)

身体障害者および知的障害者に対する手当申請

●対象/身体障害者手帳1~3級、療育手帳をお持ちの向日市に住所を有する18歳以上で、前年度(平成17年度)市民税非課税者か生活保護受給者

●申請に必要な物/手帳、印鑑、金融機関口座控
※毎年度申請が必要です。該当すると思われる方は申請してください。

☎障害者高齢者支援課サービス係(内線307)

身体障害者および知的障害者に対する手当の支給

平成17年度後期分(10~3月)を3月31日(金)に振り込みました。窓口払いの方は、支給通知書と印鑑を持って、市役所会計課でお受け取りください。

☎障害者高齢者支援課サービス係(内線307)

福祉タクシー利用券の交付申請(4月1日~)

●対象/身障手帳の下肢・体幹1~3級、視覚1~2級、心臓・腎臓・呼吸器1級、療育手帳Aをお持ちの在宅の方

●申請に必要な物/手帳、印鑑

☎障害者高齢者支援課サービス係(内線340、345)

健康

子宮がん検診

●対象/20歳以上の女性で、2年に1回受診できます。平成18年度は和暦(明治・大正・昭和)で偶数年生まれの女性が対象です。

※例えば、昭和60年生、昭和58年生、昭和56年生…大正14年生…

●場所/京都府内の指定産婦人科医療機関

※一部受けられない医療機関があります。

●受診期間/平成19年2月28日まで

●自己負担金/500円(自己負担金免除制度あり)

●受診方法/向日市・長岡京市の医療機関は直接受診できます。

※上記以外の医療機関で受診される方と、自己負担金無料の方で生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は、市が発行する受診票が必要です。(発行は4月3日~)

■自己負担金が無料となる方■

①満70歳以上の方

②老人保健法「医療受給者証(白色)」を有する方

③生活保護世帯

④市民税非課税世帯

☎健康推進課保健予防係(内線357、339)

相談

身体障害者巡回更生相談

●日時/4月21日(金)午前10時~11時30分

●場所/市民会館

●審査科目/整形外科

●内容/補装具、補聴器などの相談

●持ち物/身体障害者手帳(所持者のみ)、補装具(現在使用されている補装具をお持ちください)、印鑑

●申込み/障害者高齢者支援課(内線327、340)または京都府身体障害者更生相談所(☎0774-55-4119)へ。

麻しん・風しんの予防接種

4月から麻しんと風しんの予防接種の対象年齢や接種方法が変わりました。

●対象/1期(1歳~2歳未満)、2期(小学校就学前の1年間(年長児の4月1日~3月31日))

●ワクチン/麻しん風しん混合ワクチンの接種(1回の接種で麻しんと風しんの接種ができる)

●実施機関/委託医療機関(お知らせ時に委託医療機関名簿をお渡します) ※費用は無料



1期対象の方	平成16年4月~12月生まれの方(接種日に2歳未満であること)	麻しん単独ワクチン、風しん単独ワクチンのどちらも接種していない方、麻しん・風しんの病気のどちらにもかかっていない方は、新しい混合ワクチンの接種ができます。すでにお持ちの麻しん・風しん予防接種の予診票と母子健康手帳をお持ちになり、子育て支援課にお越しください。新しい予診票と差し替えになります。
	平成17年1月~3月生まれの方	4月4日頃までに麻しん風しん予診票などをお届けします。
	平成17年4月~の生まれの方	1歳の誕生日後に通知
2期対象の方	平成12年4月2日~平成13年4月1日生まれの方	麻しん単独ワクチン、風しん単独ワクチンのどちらも接種していない方、麻しん・風しんの病気のどちらにもかかっていない方は、新しい混合ワクチンの接種ができます。母子健康手帳をお持ちになり、子育て支援課にお越しください。予診票を発行します。

お問い合わせ 子育て支援課母子保健係(内線333)